

キャリアアップ助成金 正社員化コース

キャリアアップ助成金 正社員化コース

概要

有期契約労働者等の正規雇用労働者・多様な正社員等への転換等を助成

受給額

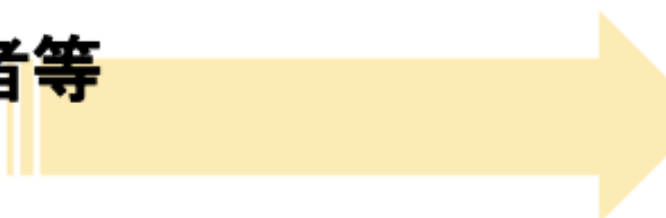
※生産要件を満たした場合は<>が総受給額となります。

1人当たり **57万円<72万円>**

年間20人まで **最大1,140万円<1,440万円>**

受給要件


6か月以上雇用の有期契約労働者等
(契約社員・パート・アルバイト)



正規雇用労働者等
(6か月間継続雇用)

- 正規雇用等へ転換した際、転換前の6ヶ月と転換後の6ヶ月の賃金総額(※)を比較して、3%以上増額していること。
※賞与や諸手当を含む総額。
ただし、諸手当のうち、通勤手当、時間外労働手当(固定残業代を含む。)及び歩合給などは除きます。
- 有期契約労働者からの転換の場合、対象労働者が転換前に事業主で雇用されていた期間を 3年以下に限ること。

受給までの の流れ

- ① キャリアアップ計画の作成・提出
 - ② 就業規則等の改定
(正社員等への転換規定がない場合)
 - ③ 就業規則等に基づく正社員等へ転換
 - ④ 転換後6か月の賃金の支払い
(転換前と比較して3%以上賃金が増額している必要があります。)
 - ⑤ 支給申請
 - ⑥ 助成金の受給
- 

生産性要件とは？

労働生産性を向上させた事業所は労働関係助成金が割増されます！

概要

労働関係助成金の申請をする事業所が、次の方法で計算した「生産性要件」を満たしている場合には、助成金の割増等が受けられます。

- 助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、
 - ・その3年度前に比べて6%以上伸びていることまたは、
 - ・その3年度前に比べて1%以上(6%未満)伸びていること(※)
- (※)この場合、金融機関から一定の「事業性評価」を得ていること

▶「事業性評価」とは、都道府県労働局が、助成金を申請する事業所の承諾を得た上で、事業の見立て（市場での成長性、競争優位性、事業特性及び経営資源・強み等）を与信取引等のある金融機関に照会させていただき、その回答を参考にして、割増支給の判断を行うものです。

なお、「与信取引」とは、金融機関から借入を受けている場合の他に、借入残高がなくとも、借入限度額（借入の際の設定上限金額）が設定されている場合等も該当します。

雇用関係助成金における生産性において厚労省では個々の労働者が生み出す付加価値と定義しています。

生産性要件とは？

生産性要件 の計算式

支給申請時の直近の決算書と3期前の決算書を比較して確認します！

$$\text{生産性} = \frac{\text{付加価値 (※)}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

(※) 営業利益 + 人件費 + 減価償却費 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

- なお、生産性の算定要素である「人件費」について、「従業員給与」のみを算定することとし、役員報酬等は含めないこととしています。
- また、「生産性要件」の算定の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。

下記URLより「生産性要件算定シート」をダウンロードし、生産性の算定が可能です。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>